

一般社団法人さいわい入会及び退会規程

(目的)

第1条 当規程は、一般社団法人さいわい（以下「当法人」という。）の会員の入会及び退会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(入会基準及び手続)

第2条 当法人の正会員又は賛助会員、特別会員として入会しようとする個人または団体は、理事会において別に定める入会申込書を、定款第19条第2項に定める当法人の代表理事（以下単に「代表理事」という。）に提出するものとする。

2 正会員又は賛助会員、特別会員の区分に応じた入会基準は、次のとおりとする。

会員の種類	会員の区別	入会基準
正会員	個人	当法人の目的に賛同して入会する個人
	団体	当法人の目的に賛同して入会する団体
賛助会員	個人	当法人の事業を賛助するために入会する個人
	団体	当法人の事業を賛助するために入会する団体
特別会員	個人	当法人の事業を特別に支援するための個人
	団体	当法人の事業を特別に支援するための団体

3 本条第1項の入会申し込みに対して、理事会は、入会申込者が前項に定める入会基準を満たすこと、本会の会員としてふさわしくないと認められる事由がないこと等を確認の上、入会の可否を決定し、その結果を代表理事が入会申込者に通知するものとする。

(指定代表者)

第3条 会員のうち団体である会員にあつては、その代表者として、当法人に対してその権利を行使し、義務を負う者（1名に限る。以下「指定代表者」という。）を定め、前条第1項に定める入会申込書により代表理事に届け出なければならない。

2 前項の指定代表者を変更した場合は、理事会において別に定める変更届を速やか代表理事に提出しなければならない。

(会員名簿及び会員に関する情報の取扱い)

第4条 第2条に定める手続を経て入会を認められた者は、当法人の管理する会員名簿に登録する。

- 2 第2条第1項に定める入会申込書に記載した事項に変更があった場合は、当該会員は、理事会において別に定める変更届により代表理事に速やかに届け出なければならない。
- 3 当法人は、会員名簿に登録された会員に関する情報の公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

(会費)

第5条 会費の額及び納期並びに会費の免除に関する細目は、定款第6条の規定により社員総会（以下「総会」という。）の決議を経て別に定める会費規程による。

(退会事由及び手続)

- 第6条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。
- 2 前項の場合において、正会員の除名を総会の審議事項とする理事会の決議があった場合は、当該総会において当該審議事項が否決されるまで、当該正会員は任意退会することができない。
 - 3 本条第1項の場合において、賛助会員又は特別会員の除名を理事会の審議事項とする場合は、当該理事会において当該審議事項が否決されるまで、当該賛助会員又は特別会員は任意退会することができない。

(再入会)

- 第7条 前条の規定により会員資格を喪失した者が、正会員又は賛助会員、特別会員として再入会を希望する場合は、その理由を記した説明書とともに、あらためて第2条第1項に定める入会申込書の提出を要することとする。
- 2 前項の再入会の手続きは、第2条第3項の規定を準用する。ただし、資格喪失の際未納の会費がある場合は、当該未納分を納入しない限り、再入会は認めないこととする。
 - 3 定款第8条の規定により除名された者は、資格喪失後3年間は、再入会は認めないこととする。

(会員種別の変更)

- 第8条 会員は、入会後に会員種別の変更を希望する場合は、理事会において別に定める会員種別変更届を代表理事に提出するものとする。
- 2 代表理事は、会員から前項の会員種別変更届が提出されたときは、直近に開催される理事会に報告するものとする。

(規格外事項)

第9条 当規程に定めてない事項は、理事会で決定する。

(規程の改廃)

第10条 当規程の改廃は、理事会の決議を経て社員総会において行う。

附則

当規程は、一般社団法人さいわいの設立の登記の日（令和2年5月21日）から施行する。